

新潟県条例第30号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下「移動後別表細目項等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下「移動別表細目項等」という。）が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動後別表細目項等に対応する移動別表細目項等が存在しない場合には当該移動後別表細目項等（以下「追加別表細目項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示並びに追加別表細目項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)・(2)（略）		(1)・(2)（略）	
(3) 県民生活・環境部関係		(3) 県民生活・環境部関係	
事	市町村	事	市町村
(略)		(略)	
10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	三条市及び上越市	10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	三条市
(1)～(9)（略）		(1)～(9)（略）	
(略)		(略)	
(4)（略）		(4)（略）	
(5) 福祉保健部関係		(5) 福祉保健部関係	
事	市町村	事	市町村
(略)		(略)	
1の9 老人福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)	1の9 老人福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)
(1)～(3)（略）		(1)～(3)（略）	
<u>(4) 法第29条第9項の規定による報告の受理</u>		(4) 法第29条第9項の規定による報告の徴収及び立入検査	
<u>(5) 法第29条第10項の規定による公表</u>		(5) 法第29条第11項の規定による命令	
<u>(6) 法第29条第11項の規定による報告の徴収及び立入検査</u>		(8) 法第29条第14項の規定による命令	
<u>(7) 法第29条第13項の規定による命令</u>		(9) 法第29条第15項の規定による公示	
<u>(8) 法第29条第14項の規定による命令</u>		(10) 法第29条第16項の規定による	
<u>(9) 法第29条第15項の規定による公示</u>			
<u>(10) 法第29条第16項の規定による</u>			

<p>通知 <u>(11) 法第29条第17項の規定による援助</u></p>			
<p>1の10 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>1の10 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>1の11 介護保険法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（居宅介護支援事業若しくは介護予防支援事業のみを行う介護サービス事業者又は地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、地域密着型介護予防サービス事業若しくは介護予防支援事業のうち複数の事業を行う介護サービス事業者であって、指定に係る全ての事業所が一の市町村の区域に所在する介護サービス事業者に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第115条の32第2項第1号の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理</p> <p>(2) 法第115条の32第3項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(3) 法第115条の32第4項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(4) 法第115条の33第1項の規定による命令、出頭の要求及び立入検査</p> <p>(5) 法第115条の33第3項の規定による要求</p> <p>(6) 法第115条の33第4項の規定による通知</p> <p>(7) 法第115条の34第1項の規定による勧告</p> <p>(8) 法第115条の34第2項の規定による公表</p> <p>(9) 法第115条の34第3項の規定による命令</p> <p>(10) 法第115条の34第4項の規定による公示</p> <p>(11) 法第115条の34第5項の規定による通知</p>	<p>村上市</p>		
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>6 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（<u>法第3条第7項に規定する簡易専用水道に係るものに限る。</u>）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第37条の規定による命令</p>	<p>聖籠町、<u>弥彦村</u>、湯沢町、関川村及び栗島浦村</p>	<p>6 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第37条の規定による命令（<u>簡易専用水道に係るものに限る。</u>）</p>	<p>聖籠町、湯沢町、関川村及び栗島浦村</p>

(3) (略)	
6の2 水道法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第3条第6項に規定する専用水道に係るものに限る。） (1) 法第32条の規定による確認 (2) 法第33条第1項の規定による申請の受理 (3) 法第33条第3項の規定による変更の届出の受理 (4) 法第33条第5項の規定による通知 (5) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出の受理 (6) 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出の受理 (7) 法第36条第1項の規定による指示 (8) 法第36条第2項の規定による勧告 (9) 法第37条の規定による命令 (10) 法第39条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査	弥彦村

(略)

(6) 産業労働部関係

事 務	市町村
1 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）並びに企業組合に係るものに限る。） (1)～(39) (略)	三 条 市、加茂市、十日町市、見附市、 <u>燕市</u> 、妙高市及び佐渡市

(略)

3の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する協業組合並びに2以上の市町村の区域に係る事業協同組合及び事業協同小組合に係るものを除く。） (1)～(22) (略)	三 条 市、加茂市、十日町市、見附市、 <u>燕市</u> 、妙高市及び佐渡市
---	---

(3) (略)	
---------	--

(略)

(6) 産業労働部関係

事 務	市町村
1 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）並びに企業組合に係るものに限る。） (1)～(39) (略)	三 条 市、加茂市、十日町市、見附市、妙高市及び佐渡市

(略)

3の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する協業組合並びに2以上の市町村の区域に係る事業協同組合及び事業協同小組合に係るものを除く。） (1)～(22) (略)	三 条 市、加茂市、十日町市、見附市、妙高市及び佐渡市
---	-----------------------------

(略)	
(6)の2 (略)	
(7) 農林水産部関係	
事 務	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(6) (略)	三 条 市、柏 崎市、新発田 市、小 千 谷 市、十 日 町 市、村 上市、燕 市、糸魚川 市、妙 高市、五 泉 市、上 越市、阿賀野 市、佐 渡市、魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内市、聖 籠 町、弥 彦村、出雲崎 町、湯 沢町、津南町 及び刈 羽村
(略)	
(8) 農地部関係	
事 務	市町村
1 農地法(昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	三 条 市、柏 崎市、新発田 市、小 千 谷

(略)	
(6)の2 (略)	
(7) 農林水産部関係	
事 務	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(6) (略)	三 条 市、柏 崎市、新発田 市、小 千 谷 市、十 日 町 市、 <u>見 附市</u> 、村 上市、燕 市、糸魚川 市、妙 高市、五 泉 市、上 越市、阿賀野 市、佐 渡市、魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内市、聖 籠 町、弥 彦村、出雲崎 町、湯 沢町、津南町 及び刈 羽村
(略)	
(8) 農地部関係	
事 務	市町村
1 農地法(昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	三 条 市、柏 崎市、新発田 市、小 千 谷

	市、加茂市、 <u>十日町市</u> 、村上市、 <u>燕市</u> 、 <u>糸魚川市</u> 、 <u>妙高市</u> 、 <u>五泉市</u> 、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、 <u>刈羽村</u> 、関川村及び粟島浦村		市、加茂市、 <u>見附市</u> 、村上市、燕市、妙高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村
		2 農地法に基づく事務のうち、1の項各号に掲げるもの（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合又は同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合に係るものを除く。）	十日町市、糸魚川市、五泉市及び刈羽村
<u>2</u> (略)	(略)	<u>3</u> (略)	(略)
<u>3</u> (略)	(略)	<u>3の2</u> (略)	(略)
(略)		(略)	
(9) (略)		(9) (略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。